

大阪府監査委員告示第1号

平成20年度に執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年1月9日

大阪府監査委員	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	梅本	憲史

(通知文)

会第1028号
平成20年12月3日

大阪府監査委員	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様

大阪府公安委員会委員長 栗原 宏武

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

< 決裁遅延について >

- 1 監査対象機関
警察本部（総務部装備課）
- 2 指摘事項
歳出関係
自動車リサイクル料金の支出手続において、経費支出伺の決裁が行われていないものがあった。
- 3 措置の状況

大阪府警察本部においては、本件について、所属職員に対して、地方自治法等関係法令を遵守し、適正な支出手続を行うよう周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないように十分注意し、適正な事務執行に務めます。

<扶養手当の認定事務について>

1 監査対象機関

警察本部（警務部給与課）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

扶養手当の認定事務において、扶養親族の所得額を誤ったため、同手当等が過払いとなっているものがあつた。

3 措置の状況

大阪府警察本部においては、本件について、給与の訂正基準を適用し、戻入等の是正措置を講じました。

今後、扶養手当の支給については、扶養親族の収入を十分確認し、適正な認定事務を行うよう努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

警察本部（警務部給与課）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、経路認定後、実際には認定通勤手当を下回る金額の他経路定期券で通勤しているもの、回数券相当額の誤りや自転車等の使用距離の誤りにより同手当が過払いとなっているもの、自動車等通勤の承認基準に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

大阪府警察本部においては、本件について、給与の訂正基準を適用し、戻入等の是正措置を講じました。

また、全所属の事務担当者に対して講習会を実施し、指導・教養の徹底を図りました。

今後、通勤手当の支給については、通勤の実態を十分確認し、適正な認定事務を行うとともに、自動車等通勤の承認についても、適切に承認するよう努めます。